

議案第 6 3 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年亀山市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の182.5、12月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>[3 略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の182.5、12月に支給する場合においては<u>100分の197.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>[3 略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

第2条 亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>[3 略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）における報酬月額及び報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の182.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>[3 略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。